

令和6年6月28日

令和6年度「予備費」の使用について

【環境省分】

○令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理事業

令和6年能登半島地震により大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる地方公共団体に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金による支援を実施。

○令和6年能登半島地震に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

令和6年能登半島地震により被災した廃棄物処理施設の復旧について、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる地方公共団体に対し、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助による支援を実施。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 赤羽、村越、石毛

TEL 03-5521-8337（直通）

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理事業



【令和6年度予備費使用額 22,559百万円】



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対して補助を行い、被災者の生活の早期再建を促進し、被災市町村における早期の復旧・復興を図る。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。また、令和6年能登半島地震が「特定非常災害」に指定されたことを踏まえ、市町村が行う損壊家屋等の解体・撤去費用について、全壊家屋だけでなく、半壊家屋も補助対象に追加。

(2) し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集・運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 市町村
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象

輪島朝市エリア



珠洲市解体現場



損壊家屋等の解体、撤去

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337

令和6年能登半島地震に係る廃棄物処理施設災害復旧事業



環境省



【令和6年度予備費使用額 1,155百万円】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対して補助を行い、早期の廃棄物処理体制の回復を図る。

2. 事業内容

地方公共団体が行う、災害により被害を受けた廃棄物処理施設（ごみ焼却施設やし尿処理施設等）の災害復旧事業に要する費用に対する補助。令和6年能登半島地震による廃棄物処理施設の被害状況を鑑み、通常の補助率1/2を8/10に嵩上げ。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率8/10）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象

被害を受けた廃棄物処理施設



被害を受けた浄化槽



災害復旧事業

復旧・運転再開



修理・入替え



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337